

浜 松 市 告 示 第 298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年5月26日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月26日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区 間	供用開始の期日	摘 要
下石田19号線	浜松市中央区下石田町1171番4から 浜松市中央区下石田町1179番6まで	令和8年5月26日	拡幅区間
下石田20号線	浜松市中央区下石田町1169番3	令和8年5月26日	拡幅区間